

# 危険空き家等除却促進事業のお知らせ 危険な空き家の解体に補助金があります!!



村では、防災・衛生・景観などの地域住民の生活環境への影響から、危険空き家などの除却を促進し、地域住民の生命、身体または財産の保護を目的に、所有者に対し除却費用の一部を助成する事業を行います。

## ■事業の対象となる空き家

村内に存在する次の①から⑥の全てに該当する建物が対象です。

- ①1年以上使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みがない空き家
- ②空き家の不良度および周辺への危険度が高いと村が判断した空き家
- ③所有権以外の権利（抵当権など）の設定がなされていないもの
- ④個人所有のもの
- ⑤公共事業の補償の対象となっていないもの
- ⑥補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないもの



解体前例

## ■事前調査について

村で事前に補助対象となる空き家かどうかを調査し判断しますので、「危険空き家等事前調査申込書」が必要となります。詳しくは村ホームページをご確認ください。

## ■事前調査申請期限

3月31日(火)まで



解体後例

## ■補助金の額

次の(A)・(B)のいずれか少ない方の額に4/5を乗じて得た額で、上限120万円とする。

(A) 危険空き家の除却工事費

(B) 危険空き家の延べ面積に次の額を乗じて得た額

木造……1平方メートルあたり、33,000円(令和7年度額。令和8年度は変更となる場合があります。)

## ■事業を利用できる人

村税の滞納がない危険空き家の所有者など

所有者または相続権利者が複数の場合で事前調査をお申し込みの際は、事前に共有者の同意を得てください。

※その他詳しくは、定住促進課 定住促進係へお問い合わせください。



村HP、申請書のダウンロードはこちらから▶

〈問い合わせ・申込〉定住促進課 定住促進係 TEL0967 (67) 2705

## 令和8年度阿蘇圏域手話奉仕員養成講座のご案内



令和8年度阿蘇圏域手話奉仕員養成(研修)講座を開催します。

手話奉仕員は、手話を身に付け、社会生活などにおいて、手話を必要とする聞こえない人・聞こえにくい人と、手話がわからない聞こえる人との意思疎通を支援する役割を担います。

日 程：【入門課程】

4月10日(金)から8月28日(金)まで

【基礎課程】

9月18日(金)から令和9年3月19日(金)まで

時 間：毎週金曜日、午後7時から9時まで

会 場：阿蘇市農村環境改善センター 農業情報室

申込方法：4月10日(金)から会場で直接受け付けます。

締め切り：5月1日(金)

受講資格：高等学校卒業以上の学力を持つ人で、手話通訳活動が可能なおとなとさせていただきます。なお、令和9年3月に高等学校卒業の見込みがある人も受け付けます。

受 講 料：無料

教 材 費：実技テキスト3,300円、講義編990円、日本聴力障害新聞4,300円 計8,590円は自己負担

〈問い合わせ〉一般財団法人熊本県ろう者福祉協会 TEL096 (383) 5587